

○文部科学省令第三十七号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第四百四十二条の規定に基づき、学校教育法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年八月二十三日

文部科学大臣 萩生田 光一

学校教育法施行規則の一部を改正する省令

学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

目次

第一章～第三章 [略]

第四章 小学校

第一節～第三節 [略]

第四節 職員(第六十四条―第六十五条の七)

第五節 [略]

第五章～第十二章 [略]

附則

第三章 幼稚園

第三十九条 第四十八条、第四十九条、第五十四条、第五十九条から第六十八条までの規定は、幼稚園に準用する。

第四章 小学校

第四節 職員

第六十五条 学校用務員は、学校の環境の整備その他の用務に従事する。

第六十五条の二 医療的ケア看護職員は、小学校における日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケア(人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為をいう。)を受けることが不可欠である児童の療養上の世話又は診療の補助に従事する。

第六十五条の三 スクールカウンセラーは、小学校における児童の心理に関する支援に従事する。

第六十五条の四 スクールソーシャルワーカーは、小学校における児童の福祉に関する支援に従事する。

改正前

目次

第一章～第三章 [同上]

第四章 小学校

第一節～第三節 [同上]

第四節 職員(第六十四条―第六十五条の三)

第五節 [同上]

第五章～第十二章 [同上]

附則

第三章 幼稚園

第三十九条 第四十八条、第四十九条、第五十四条、第五十九条から第六十八条まで(第六十五条の二及び第六十五条の三を除く。)の規定は、幼稚園に準用する。

第四章 小学校

第四節 職員

第六十五条 学校用務員は、学校の環境の整備その他の用務に従事する。

〔条を加える。〕

第六十五条の二 スクールカウンセラーは、小学校における児童の心理に関する支援に従事する。

第六十五条の三 スクールソーシャルワーカーは、小学校における児童の福祉に関する支援に従事する。

<p>第六十五条の五 情報通信技術支援員は、教育活動その他の学校運営における情報通信技術の活用に関する支援に従事する。</p>	<p>「条を加える。」</p>
<p>第六十五条の六 特別支援教育支援員は、教育上特別の支援を必要とする児童の学習上又は生活上必要な支援に従事する。</p>	<p>「条を加える。」</p>
<p>第六十五条の七 教員業務支援員は、教員の業務の円滑な実施に必要な支援に従事する。</p>	<p>「条を加える。」</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

附 則

この省令は、公布の日から施行する。